

# 徳内ものづくり促進事業補助金の概要

## 対象者

市内に本店を有する中小企業者等（法人、個人又は団体）

## 補助対象

独自性、将来性のある新製品・新商品の開発を行うために必要な以下の経費

注1) 自社製品として販売可能な工業製品や市のPR効果が期待できる地域資源を活用した商業製品

注2) 対象経費が200万円を超える場合は200万円を限度とします（商業製品の場合は100万円）

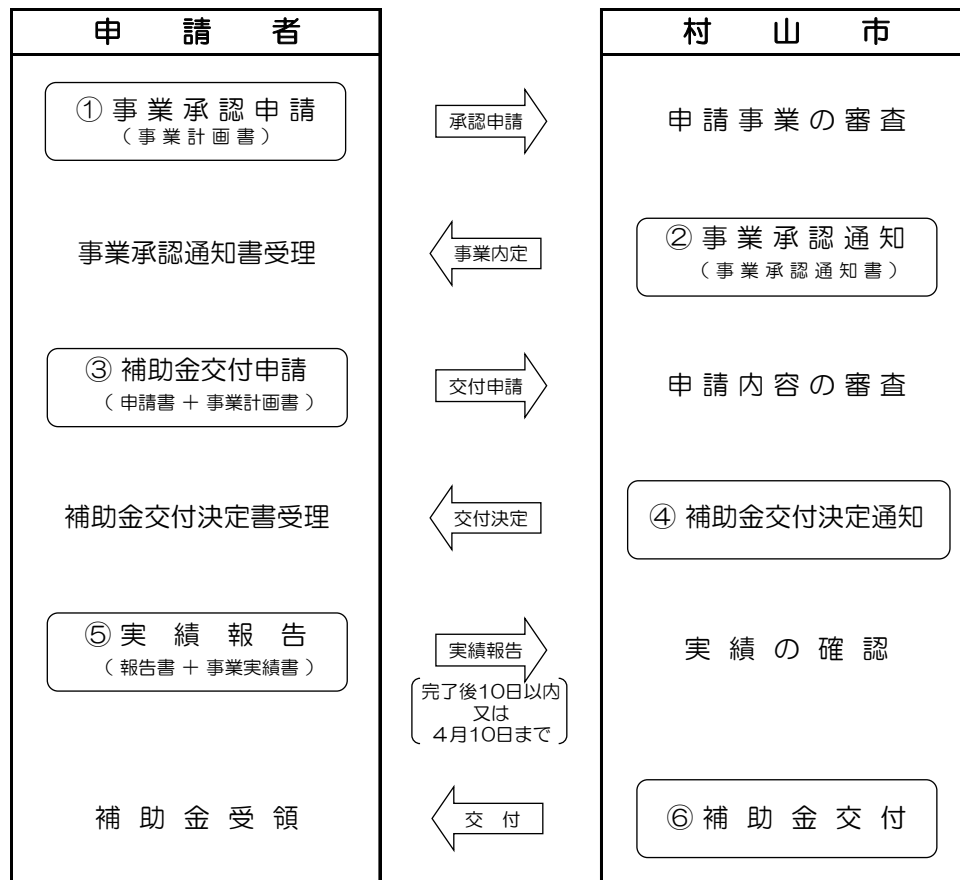
注3) 対象経費に対し他の公的機関等からの補助金が交付された場合は、対象経費から当該補助金額を差し引いて算定します。

- 原材料費
- 設計費
- 機械器具の購入・改良・借用経費
- 専門家謝金・旅費
- 外注加工費
- 広告宣伝費
- 消耗品費
- その他開発に必要と認められる経費

## 補助金の額

補助対象経費に2分の1を乗じた額（工業製品は100万円、商業製品は50万円限度）

## 手続き



## 申込み

当該補助制度の詳細は、商工観光課へお問い合わせください。